

令和7年度 事業推進方針(重点項目・事業概要)

◆活動理念

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」

◆基本方針

令和7年度は区役所・地域ケアプラザ・地域や関係機関の皆さまと連携を図りながら第5期にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)の策定に着手します。

更に少子高齢化の進展や毎年発生する自然災害、物価高騰などの経済的な問題等、私たちの生活環境は厳しい状況が続いています。地域の誰もが安心してその人らしい生活を送るために、これまで社協が積み上げてきた住民同士の支えあいの取組が、更に重要なものとなっています。本会は会員組織であるという強みを生かし、地域住民や関係機関との協働により地域共生社会の構築を進め、誰一人取り残さない地域づくりにつなげて参ります。

◆重点項目

1. にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)の策定・推進

昨年度実施した「第4期にこまちプラン」の振り返りを基に西区の地域福祉推進の指針となる「第5期にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)」策定に着手します。

地区別計画は、地区懇談会等の話し合いの場を活用して、住民の皆さまに意見をいただきながら策定を進めます。区域計画についても、第5期にこまちプラン策定検討会及び西区地域福祉保健計画推進・評価委員会等において地域の代表者の意見を伺い、地区支援チームの区役所・地域ケアプラザと共有しながら策定を着実に進めます。

2. 小地域福祉活動の推進・支援

区役所・地域ケアプラザ・区社協及び各種関係機関は、それぞれの機能を活かし、地区社会福祉協議会(地区社協)が地域のネットワーク組織として、高齢・障害・子どもなどの分野にとらわれず、一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりを進められるよう、地区社協活動をサポートします。

また、地域の方々から善意銀行へ寄付金品を預託していただき、地区社協等の地域福祉活動に必要な物品や各種助成金の原資として活用することで、寄付の好循環を創出します。

3. ボランティア活動の推進・支援(ボランティアセンター事業)

ボランティア活動のすそ野を広げ、地域の福祉力の向上につなげます。そのために、気軽に参加できるボランティア活動の提案や各種ボランティア講座を開催して、幅広い層の地域住民へ向けてボランティア活動への参画を促します。また、障害のある方も地域で役割を持ち、支え手として活躍できる機会を作ります。

また、地域活動に長年協力いただいた、ボランティア個人や団体の皆様、地域福祉のために多額の寄付をいただいた個人や団体の皆様の表彰を行い、福祉活動や寄付への感謝の意を表すとともに引き続きの協力につなげます。

4. 地域における権利擁護事業の推進(あんしんセンター事業)

権利擁護事業(西区あんしんセンター)の運営を通じて、金銭や大切な書類の管理に不安

のある高齢者や障害者の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう支援します。状況に応じてケースカンファレンスを実施して、各機関との情報共有や役割分担を行う等、関係機関と連携を図りながら、利用者の自立した生活を支えます。

また、成年後見制度利用促進基本法に基づき、その方の状況に合わせた支援や調整を行います。

5. 適切な法人運営

本会が地域や関係機関の皆さまからの信頼や期待に応えられるよう、個人の資質やチーム力の向上を目指した組織体制の構築を目指します。また、業務全般の効率化・見直しにより、経費削減に努め経営の安定化と運営基盤の強化を図ります。

また、定期的に職員全体研修を行い、職員一人ひとりの人権やコンプライアンス意識を醸成し信頼ある適正な業務執行を行います。更に職員のワークライフバランスを推進し、働きやすい職場づくりを進めることでメリハリのある組織運営につなげます。

6. 災害への備え

災害対応マニュアルや業務継続計画に基づき、自然災害やその他感染症など発生時の即応できる体制構築を進めます。また、災害発生時に災害ボランティアセンターの運営に、市域で取組を進めている災害情報システムを活用した運営体制を構築します。

更に、災害ボランティアセンターの設置場所の検討・資器材確保に向けて、西区役所と継続した協議を行います。また、発災時を想定した災害ボランティアセンター設置訓練を定期的に行います。

◆事業概要

(にこまちプラン目標)

I 誰ひとり取り残さない地域全体で支えあえる地域づくり

- ＜重点＞1. にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)の策定・推進 (目標1～5)
- ＜重点＞2. 小地域福祉活動の推進・支援 (目標2～4)
- 3. ボランティア・市民活動への財政支援 (目標1～5)

II 支える・支えられるという関係を超えた地域人材の確保

- ＜重点＞1. ボランティア活動の推進・支援(ボランティアセンター事業) (目標1～5)
- 2. 福祉啓発・福祉教育の推進 (目標3～5)
- 3. 西区社会福祉功労者表彰 (目標2・4)

III 個別課題を抱えた住民一人ひとりを受け止める

- ＜重点＞1. 地域における権利擁護事業の推進(あんしんセンター事業) (目標3)
- 2. 生活困窮者等支援 (目標3・4)
- 3. 移動に課題を抱えた方への支援(移動情報センター事業) (目標3・4)
- 4. 課題別分科会の推進(横断的な話し合いの場) (目標1～5)

IV 地域から信頼される区社協運営

- ＜重点＞1. 適切な法人運営
- 2. 事業推進体制の充実
- 3. 拠点の管理・運営
- 4. ボランティア等の地域福祉保健活動に関する相談および育成

＜重点＞5. 災害への備え(災害ボランティアセンター運営等)

(目標1～4)

V 積極的な発信・啓発と福祉団体との連携・協働

1. 広報紙の発行・ホームページの活用

2. 福祉関係団体への運営協力・支援

(目標3・4)

令和7年度 事業計画

(財源) R7年度予算額 [R6年度予算額]

I 誰ひとり取り残さない地域全体で支えあえる地域づくり

1. にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)の策定・推進 (にこまち基金)403千円 [268千円]

(1) 第4期にこまちプランの推進

第4期「にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)」は最終年の5年目を迎えます。集大成となるよう取組を進めるとともに、第5期「にこまちプラン」策定に向けて、区役所・地域ケアプラザと協働しながら取組めます。

ア 区社協組織を活用した区福祉保健計画の推進

区社協の持つネットワーク(各分科会等)を活かし、区内の福祉保健に関わる機関・団体と共に、計画推進および策定のための取組を行います。(会員全体会の実施)

イ 地区別計画推進の支援

地区毎に担当する職員を配置し、「にこまちプラン地区別計画」の推進・策定に向けて、地区の取組や事業に参画しサポートします。また、地区の動向については定期的に区役所や地域ケアプラザと情報を共有し、地区支援に活かします。

ウ にこまち助成金を通じて区域・地区域で取り組む地域活動を支援し、にこまちプランを推進します。

エ 区・地区別計画の発信

にこまちフォーラムや各種講座等の開催を通して、区・地区別計画の取組状況等を発信します。

(2) 地区支援チーム・計画PJチームへの参画

地区ごとの現状にあった地域活動のさらなる推進を目指し、区役所・地域ケアプラザと共に、地区支援チームの一員として、地区における計画の取組を支援します。また、PJチームの一員として第5期計画策定に取り組めます。

2. 小地域福祉活動の推進・支援

(1) 生活支援体制整備事業の推進

(市社協委託費)200千円 [200千円]

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの構築を推進しています。西区共通の目標を掲げた西区地域福祉保健計画「にこまちプラン」、横浜型

地域包括ケアシステム構築に向けた「西区アクションプラン」を基に取組を進めます。

高齢者一人ひとりが、地域の中で役割を持ち、社会参加できる地域を目指し、区役所や地域ケアプラザとともに、地域住民・福祉関係機関・企業・NPO 法人、医療機関等地域での活動に取り組む様々な主体と連携した地域づくりに取り組みます。

ア 第2層生活支援コーディネーターとの連携および支援を通じた地域づくり

より身近な地域での居場所づくりや生活支援、見守り活動の充実に向け、第2層協議体の運営支援やコーディネーター連絡会の開催等を通じ、区や第2層生活支援コーディネーターと連携し、住民等の主体的な参画による持続可能な地域づくりを進めます。

イ 第1層協議体の開催

第2層域で解決できないことや共通課題など、区域における生活課題を検討・協議するため、区役所をはじめ多様な関係機関と連携し、協議の場を設けます。

ウ 生活支援体制整備事業およびコーディネーター業務等の啓発

既存の取組活動の発信や新たな地域資源開発など体制整備事業のさらなる充実に向けて、啓発活動に取り組みます。

(2) 身近な地域のつながり・ささえあい活動推進事業の推進

日常の相談業務や地域での会合の場などで把握した様々な生活課題の中で、既存の制度やサービスでは解決できない問題を本会事業や地域活動等につなぎ結びつけ、地域と共に解決に向けた取組を行います。取組推進においては、地域ケアプラザや区役所と連携して進めます。

ア 地区担当制による情報更新

地区担当制を敷き、担当地区に横断的・包括的に関わるとともに、地域支援計画・地域支援記録・地域アセスメントシートを更新し職員間や関係機関と共有します。

イ 地域の見守り・支えあいのしくみづくりの充実

(ア) 一人ひとりの困りごとへの対応

一人ひとりの課題に対し、住民や多様な主体との連携により総合的に支援すると共に、誰もが居場所や役割のある地域づくりを進めます。また、地域における情報を住民と支援機関(地域ケアプラザ、区役所等)と共有し、必要な支援や取組につなげる体制づくりを進めます。

(イ) 制度の狭間にある課題への対応

制度の狭間にある方や食支援が必要な方に、より身近な地域で支援ができるように、関係機関や地域等と連携し、ネットワークづくりや食支援の仕組みづくりに取り組みます。

(3) 地区社協活動の推進支援

(市社協補助金・賛助会費・福祉基金)4, 110千円 [4, 014千円]

地区社協がネットワーク組織である強みを活かし、様々な団体と話し合い、地域の課題の把握や解決に向けた役割が担えるよう支援を行います。

ア 地区社協の運営・活動支援

(ア) 地区社協研修の実施

小地域の福祉活動の推進に向けた、地域づくりや運営支援にかかる研修等を実施し、地区社協の体制強化を目指します。区域全体での研修に加え、各地区での勉強会の場などを設け、身近な地域でのつながりづくりの必要性などを一緒に確認していきます。

(イ) 地区社協活動費の交付・助成

地区社協活動の充実に向け、安定した財源確保のために、助成金を交付します。
“小地域活動応援金”は、地区社協が地域内の小さな団体に対し、助成金を通して活動支援する役割を確認していただくツールとしています。

(ウ) 地区支援記録等の活用・関係機関と連携した地域支援

担当地区内の動向について、日常的に記録に残し、事務局内で共有します。
併せて、区役所や地域ケアプラザ等と地区情報等の共有を図り、協働して地区支援を進めます。
また、地区社協ヒアリングを実施し、区社協と各地区社協との連携を進めます。

イ 地区社協分科会の開催

分科会を通して、地区社協の役割理解や強みの発揮に向けた検討を進めます。
各地区社協の取組共有や情報交換のほか、地域福祉活動の推進や新たな課題解決に向け、共通課題等の協議に取り組みます。

また、地区社協の役割や活動内容を広く啓発するため、西区社協ホームページや広報紙等の媒体を活用して情報発信を強化するとともに、各地区社協の広報啓発活動を支援します。

(4) 地域共生社会の創出に向けて

少子高齢化や人口減少など社会状況が変化する中で、住民同士の助け合いやつながりの希薄化により、人間関係が薄れてきています。こうした社会の変化の中、地域社会全体を支えていくためには、地域のだれもが役割をもち、認め合い、支えあうことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会の創出が求められています。

このような社会や生活の変化をふまえて制度や分野を問わず、地域住民や関係団体などが主体となった「地域共生社会」創出に向けて、新たな地域のつながりづくりを推進します。

ア 個別課題の把握と解決支援

地域ケア会議等に参加し把握した個別課題を基に、地域ケアプラザ等と地域課題を抽出し、地域住民や関係機関等との共有・課題解決の検討につなげます。

また、西区内の相談機関で実施している「西区みんなの相談窓口」事業にも参画・連携します。

イ 地域活動交流コーディネーター支援事業 (市社協補助金)82千円 [82千円]

区内地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーターと連携し、コーディネーター連絡会の開催や研修を企画し、地域交流事業に関する企画協力やスキルアップ支援、情報交換等を行います。

また、コーディネーターと日常的に連携を進め、地域におけるボランティアの育成・

発掘等に取り組み、分野を問わないあらゆる課題に対する地域活動の創出につなげます。

ウ 地域支援に向けた関係機関との連携

個別課題の解決を進めながら、地域づくりへつなげていく「身近な地域のつながり・ささえあい活動推進事業」の考えを基に、各地域ケアプラザとの定例会や専門職連絡会等への参加を通じて、各専門機関や各職種が連携して包括的な支援・サービスが提供できる体制づくりや住民活動を推進します。

3. ボランティア・市民活動への財政支援

区内における持続可能な地域福祉活動を推進するための一助として、会員をはじめ地域福祉活動を行う団体に対して各種助成金等を交付します。

(1) 西区社協ふれあい助成金

(市社協補助金・共同募金・福祉基金)3,574千円 [3,332千円]

区内で実施される地域福祉活動、障害児・者福祉活動及び地域における交流事業などに対して助成します。

(2) 年末たすけあい募金助成

(共同募金)400千円 [400千円]

年末時期に行われる地域の福祉活動に対して活動費を助成します。

(3) にこまち助成金

(にこまち基金)4,500千円 [4,500千円]

区域・地区域を問わず、「にこまちプラン(西区地域福祉保健計画)」の推進につながる活動に対して「にこまち助成金」を助成します。

(4) 民間助成金情報の提供

民間助成金情報について、随時情報提供するとともに、申請の手続き等について助言や後方支援を行います。

Ⅱ 支える・支えられるという関係を超えた地域人材の確保

1. ボランティア活動の推進・支援 (ボランティアセンター事業)

(指定管理料・共同募金)224千円 [293千円]

(1) ボランティア活動に関する相談・登録・調整・情報提供

指定管理事業にも位置づけられているボランティアセンター業務は、社協の重要業務であることを再認識し、個人や地域からのニーズを把握しながらコーディネート機能を推進します。

ア ボランティア登録者の拡充

ボランティア講座等を開催して、新規登録者を増やします。本年度は特に障害児者支援に関わる人材育成・確保につなげます。

イ 活動紹介に対する課題の把握

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア依頼者に丁寧にヒアリングを行い、課題があれば解決に向けた取組を検討・実施します。

ウ ボランティアセンター情報発信の充実強化

ボランティア募集情報やボランティア活動団体紹介など、ホームページや広報紙を

通じて広く発信します。

(2) ボランティア・市民活動への育成・支援

ボランティア意識の醸成を図り、ボランティア活動全般を拡充するため各種講座を開催します。

ア ボランティア活動者の育成

(ア) ボランティア講座の開催

ボランティアのニーズを把握し、ボランティア実践者やこれからボランティアを始めようとしている人が知識や技術を習得できる講座を開催します。

(イ) ボランティア活動の促進

清掃活動ボランティアなど、誰でも気軽に参加しやすい活動の機会を提供します。

(ウ) 次世代の担い手育成

小・中・高校生など青少年のボランティア活動を促進するためのイベントを実施します。

イ ボランティア活動者の支援

(ア) 『ボランティアの学び舎シリーズ』の開講

既存のボランティア活動者を対象とし、活動の幅を広げたり、スキルアップに役立つ内容の講座を開催します。

(イ) ボランティアグループ活動の支援

活動費助成や他機関の助成制度の情報提供など、継続的に活動できるよう支援します。

(ウ) ボランティア活動保険等の受付

ボランティア活動中の事故に備えた個人や団体向けの各種保険の受付・案内を行います。

ウ ボランティア活動団体及び他機関実施事業への協力

(ア) ボランティア関係講座への開催協力、講師派遣

ボランティア講座を開催する際の内容・プログラムの相談や講師派遣等の支援を行います。また、自治会・町内会や会員団体からの出張講座(集会場等での開催)の依頼に対応します。

(イ) 身近な地域のボランティア育成

地域における身近なボランティア活動者を増やすために、地域ケアプラザとの共催講座を開催します。

エ フードドライブ活動(食料支援)の推進

(共同募金)23千円 [21千円]

家庭等における余剰食品等を集め、子ども食堂や配食・会食活動を行う地域団体、生活困窮世帯を支援する団体へ配分するフードドライブ運動を実施し、フードロスの啓発を行うとともに、生活困窮世帯支援や食に関わる団体と連携し有効的に活用します。食品の配分については、ボランティアの協力を得て実施します。

オ ボランティアセンター機能の強化

積極的な情報収集と発信を行うほか、各種研修に参加し職員のスキルアップを図ります。

カ ボランティア・市民活動分科会の開催

区社協会員であるボランティア・市民活動グループの情報交換や課題検討の場として、分科会を開催します。

キ 広報紙「花スイセン」の発行

ボランティア登録者・団体及び区社協会員の他、広く活動情報等を提供します。

ケ 善意銀行の運営

善意の寄付(お金や物品)をお預かりし、それを必要とする団体などに配分します。寄付金の流れや地域での具体的な活用状況などをわかりやすく伝え、寄付文化の普及・醸成にも繋げられるよう周知します。

2. 福祉啓発・福祉教育の推進 (市社協補助金・善意銀行・共同募金)113千円 [116千円]

(1) 福祉教育活動の相談調整

教育機関や地域、企業等が実施する福祉教育活動の相談に対して積極的に応じ、企画支援をはじめ講師派遣等の調整を行います。特に、福祉に対する啓発の面から、小・中・高校における福祉教育に重点を置き対応します。

(2) ふくしの学び応援金による福祉学習の促進

ふくしの学びに関係する「講師謝金」等について助成を行い、学校や地域での福祉教育活動を促進します。

(3) 福祉教育機材の貸出し

学校の授業や企業などの研修に活用できる教材として、福祉教育機材等の貸出を行います。

(4) 障害理解啓発

障害者との交流事業を通じて、障害者が地域の一員としてともに生きる社会づくりの理解促進に取り組みます。

(5) 社会福祉法人や企業等の地域貢献活動の支援

社会福祉法人や企業等の思いを地域の福祉活動等につなげ、地域とともに西区での福祉活動を通して地域貢献活動を支援します。また、地域貢献活動の情報を発信し、新たな取り組みを増やすきっかけをつくると共に、各組織の特性を活かした協働事業の提案などを行います。

(6) 社会福祉士相談援助実習生の受入

福祉分野で活躍する人材育成を目的に社会福祉士資格取得を目指す実習生(大学生)を市社協と連携して受け入れます。

3. ボランティア等の地域福祉保健活動に関する相談および育成

福祉保健活動拠点利用団体等に、活動に関する相談や紹介、ボランティア保険の対応の他、担い手確保や共催事業等による講座開催などを通し、地域活動が活性化するための取組を行います。

4. 西区社会福祉功労者表彰の開催

(共同募金配分金)174千円[147千円]

地域福祉功労者および福祉施設等における永年勤続者に対して、その功績を讃える表彰式を区役所と共催し開催します。

Ⅲ 個別課題を抱えた住民一人ひとりを受け止める

1. 地域における権利擁護事業の推進(あんしんセンター事業)

(市社協委託費・利用料収入) 199千円 [183千円]

(1) 地域福祉権利擁護事業(あんしんセンター事業)

ア 権利擁護に関する相談

判断能力や身体能力が不十分な高齢者や障害者が、安心して日常生活を送ることが出来るように支援するため、権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携し対応します。

イ 契約によるサービス

「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」や「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」について、契約に基づき個人の財産や生活の維持に必要な支援を行います。

ウ 啓発活動

区民や行政機関、介護保険事業者や障害者施設、権利擁護にかかる関係機関に対して周知を行うとともに、状況に応じてケースカンファレンスを行います。

エ 西区役所及び地域包括支援センター、基幹相談支援センターとの連携

成年後見サポートネットや地域包括支援センター社会福祉士連絡会へ参加します。また、関係者を対象とした研修会を開催します。

(2) 市民後見人候補者への支援

市民後見サポートネット分科会を開催するなど市民後見人に対して学びの場づくりの他、定期的に面談を行うなどのサポートを行います。

(3) 障害者後見的支援制度の推進

西区で障害者後見的支援事業を受託している「さぽーと・ねくさす」と連携し、障害のある人に生涯にわたり寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしの実現に向けて、制度につなぐなどの支援を行います。

2. 生活困窮者等支援

(県社協受託金) 4,232千円 [4,232千円]

(1) 生活福祉資金貸付事業等の実施

低所得者や高齢・障害などの理由により一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を促進します。

ア 生活福祉資金貸付事業

(ア) 福祉資金(福祉費・緊急小口資金)

(イ) 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)

(ウ) 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

イ 総合支援資金貸付事業

失業などにより、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継

続的な相談支援と生活費及び一時的に必要な貸付を行います。

ウ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

公的な給付・貸付制度等の申請から資金の振込までの間の生活に困窮している住居のない方に必要な貸付を行います。

エ コロナ特例貸付償還フォローアップ

令和2年度より貸付を行ってきた、新型コロナウイルス感染症にかかる「特例貸付」を受けた対象者に対して、償還等に係る困りごとに対する支援を継続的にを行います。

(2) 関係機関と連携した支援

自立を目的とした緊急一時的な食糧支援等、区生活支援課等と連携し、相談者への継続した支援に向けて情報共有や検討を行います。

また、「ひとり親世帯への高等教育進学に向けた学習支援」を各種関係機関と連携して継続し、進学希望者に学習の機会を提供します。

3. 移動に課題を抱えた方への支援(移動情報センター事業)

(市社協委託費・市補助金) 10,144千円 [9,264千円]

移動に困難を抱える障害者やご家族等からの外出に関する相談に応じて、支援制度の案内やサービス事業所等の紹介・コーディネートを行います。併せて、地域や関係機関と連携し、ガイドボランティア・ガイドヘルパー等、移動支援に関わる担い手の発掘・育成に取り組みます。

(1) 相談対応・情報提供・コーディネート

相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせて、関係機関と連携・協力しながら解決に向けて対応します。

(2) ガイドボランティアの養成およびフォローアップ

地区社協や地域の団体の会議・定例会に参加し、制度概要などの啓発を通じて担い手の発掘を行います。また関係機関と協力し、ガイドボランティア講座等を開催して移動支援に関わる人材育成・確保につなげます。登録のガイドボランティアに対しては交流会や研修を行い、継続的にガイドボランティア活動者へのフォロー・アプローチを行います。

(3) 移動情報センター推進会議等の開催

関係機関等の外部委員とともに情報を共有し、センターの運営について必要事項の協議を行います。また、西区重心ネットと連携し、移動に関する課題を検討する会議を開催します。

(4) 事業所との関係づくり

事業所訪問およびヒアリング等を通じて事業所と顔の見える関係を築きます。

4. 課題別分科会の推進(横断的な話し合いの場)

(1) 子ども・子育て支援

児童福祉関係分科会等を通して、西区内の専門機関や民生委員児童委員、地域ケアプラザ等と共に乳幼児～学齢期～青年と各年代を通じた子育て支援を推進します。

ア 児童福祉関係分科会の開催

地域における子どもたちに関する様々な課題について検討し、地域活動団体及び福祉施設との相互理解を深めながら、課題解決に向けた取り組みを行うほか、地域に情報を発信していきます。

イ 子どもの居場所づくりに関する検討

今年度も、学齢期の子どもが安心して集える居場所の拡充に向け、連絡会や勉強会の開催を通じて団体同士の交流を図り、課題等の検討を進めます。

(2) 障害児・者支援

区内の障害児・者活動の支援を行います。また、関係機関と協働して、障害理解を進めるための啓発活動や当事者と地域が交流を持てる事業に取り組みます。

ア 障害児・者が参加できる場づくり(障害福祉関係分科会)

障害のある方と地域の方が話しをすることで、「その人」を理解し、障害への理解を深めることを目的に出会いの場(当事者発信の場)を障害福祉関係分科会とも協同して開催に向けた検討を行います。

イ 障害児・者支援事業への協力

障害関係施設・法人・団体等が実施する事業に協力するとともに、ボランティア情報・講座・研修等で連携を図ります。また、自立支援協議会に参加し、組織相互連携を進め、障害児・者の支援について取り組みます。

(3) 高齢者支援

区内の高齢者支援活動者、関係機関等との連携し、西区における高齢者支援を推進するとともに、地域や関係機関へ広く情報を発信します。

ア 高齢者福祉関係分科会の開催

地域における高齢者福祉に関する様々な課題について検討し、地域活動団体及び福祉施設との相互理解を深めながら、課題解決に向けた取組を行うほか、地域情報を発信していきます。

イ「ふれあい会」(西区ふれあい福祉推進事業)の支援(区委託費)394千円【394千円】

温かみのある近隣関係を築き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、西区独自の施策である一人暮らし高齢者等を見守り・訪問するふれあい会活動を支援します。区補助金申請に必要な窓口事務を担うとともに、ふれあい会活動が推進されるよう研修会を開催します。また事業開始 30 年目を迎え、長年支えた方々への感謝とさらなる見守りの発展を目指して、地域や関係団体・関係機関との連携を一層強化し見守りネットワークの構築に取り組みます。

IV 地域から信頼される区社協運営

1. 適切な法人運営

(1) CDA による運営

社会福祉法 人に求められる「CDA(compliance、disclosure、accountability)」に沿って、

ア 法令遵守 (compliance)

地域福祉の推進を図るため、高い倫理観をもって、法令及び内部規定の遵守はもとより、日常の業務点検などを通じて、事務・事業の適正化や事件・事故の未然防止に努めるとともに、業務の質の向上を目指す取組により、区民の願いや期待に応えます。

イ 情報公開 (disclosure)

「社会福祉法」および区社協の「情報公開に関する規程」に則り、適切な情報公開を行います。

ウ 説明責任 (accountability)

苦情等は「利用者の権利擁護」「客観性の確保」「制度への提言」として受け止め、適切な説明を行います。

(2) 職員の資質向上・社会福祉実習生の受け入れ

一人ひとりが社協職員であることを自覚し、多様な社会課題の存在を受け止めて対応して行くことができるよう内部・外部研修などへ積極的に参加するとともに、自己研鑽に努めます。

また、社会福祉士を目指す実習生を受け入れるなど人材育成を図ります。

(3) 事務効率化の促進

地域の信頼や期待に応えられるよう、チーム力を高めるとともに、働き方改革の流れを踏まえて、風通しのよい職場づくり、業務・事業の効率化・見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

(4) 区社協活動財源の確保

正会員・賛助会員の拡充や善意銀行、共同募金など寄付文化醸成に取り組み、自主財源確保に努めます。

(5) 災害時対応体制の構築

近年頻発している災害に備え、対応体制の構築を進めます。

災害対応マニュアル及び業務継続計画 (BCP) に基づく取組を整備します。

2. 事業推進体制の充実

(1) 理事会・評議員会・部会・分科会・委員会・各種会議の開催

ア 理事会・評議員会・監事会

各種別の会員から選任された役員 (理事・監事) と評議員で構成された理事会・評議員会を開催します。理事会は区社協の業務執行の決定を、評議員会は役員の選任や法人運営を監督する機関として相互牽制を保持します。

イ 部会

会員による部会・分科会の活性化を図ります。課題別分科会を組織し、それぞれ分野に係わる課題の解決にむけて、にこまちプランの推進に根差した取組を会員が主体となり行います。さらに、種別を超えた会員同士の相互交流、啓発を目的とした会員向け全体研修を年 1 回実施します。

その他、各種委員会を開催し、区社協事業を円滑に進めます。

(ア) A 区分 地域福祉関係団体部会

(イ) B 区分 当事者団体部会

- (ウ) C 区分 専門機関部会
- (エ) D 区分 学識経験者

ウ 分科会

<種別分科会>

- (ア) 民生委員児童委員分科会
- (イ) 地区社協分科会
- (ウ) 自治会・町内会分科会

<課題別分科会>

- (ア) ボランティア・市民活動分科会
- (イ) 児童福祉関係分科会
- (ウ) 障害福祉関係分科会
- (エ) 高齢者福祉関係分科会

エ 委員会

- (ア) 企画委員会
- (イ) 社会福祉功労者表彰審査会
- (ウ) 助成金等審査委員会
- (エ) にこまち助成金審査委員会
- (オ) 評議員選任・解任委員会
- (カ) 業者選定委員会

(2) 区社協会員・賛助会費の充実

ア 正会員の拡充と組織強化

会員組織を充実させ、会員の声を区社協の組織運営に反映させていきます。

また、運営基盤の強化や地域への社協活動浸透に向け、未加入の福祉施設や団体に加入を声かけ、会員の充実を図ります。

イ 賛助会員の拡充

区社協・地区社協への理解と協力を得られるよう周知し、賛助会員の増員を目指します。

3. 拠点の管理・運営 (区受託金・利用料収入・負担金収入) 24, 046千円 [23, 625千円]

福祉保健活動拠点の指定管理者として、地域の福祉・保健活動の場として利用促進と丁寧な管理運営に努め、利用者の満足度の向上を図ります。

(1) 施設の適正な管理

社会福祉協議会の特性を生かし利用登録団体との交流を促進し、当事者団体・ボランティア団体・NPO・専門機関等との交流や連携を図ります。

ア 貸出、会場利用に伴う機材の貸出、ロッカー・メールボックス等の貸出

「場」の提供を通して、ボランティア団体や当事者団体等の活動を支援します。また印刷機や紙折り機、大型プリンター等の機材貸出や、ロッカー・メールボックス等を整備し、利用団体の活動をサポートします。

イ 利用調整会議の開催・利用者満足度調査の実施

利用調整会議を開催し、団体同士の交流を通じた連携を進めると共に、利用者満足度調査を引き続き実施し、拠点を快適に利用していただけるよう運営を進めます。

ウ「ご意見箱」の設置

ご意見箱を設置し、拠点利用者から広く意見をもらい、よりよい拠点運営を目指します。

(2) 個別専門相談「よこはまLGBT相談」の開催

横浜市市民局人権課および特定非営利活動法人SHIPと連携した相談会を、フクシアで定期的に行い、性的少数者支援を行います。

5. 災害への備え

(1) 災害ボランティアセンターの運営

(市社協補助金) 30千円 [30千円]

災害ボランティアセンター運営に関わるボランティアの増員に努めるとともに、市域で導入された「災害情報システム」を活用した訓練を、区役所および運営ボランティア等と協力して実施し、災害ボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。

(2) 小災害見舞等の支援

ア 小災害見舞金の交付

(共同募金) 100千円 [100千円]

小災害に被災された世帯に対して見舞金を交付します。

※区社協が事務局をしている日本赤十字社神奈川県支部並びに神奈川県共同募金会からの援護物資や見舞金もあわせて交付します。

イ 低所得者援護費の給付

(共同募金) 100千円 [100千円]

行路病人に対する援護金を給付します。

V 積極的な発信・啓発と福祉団体との連携・協働

1. 広報紙の発行・ホームページの活用

(共同募金) 586千円 [1,039千円]

福祉への理解と関心を高めるために、西区社協事業の情報提供や、地域の福祉活動・ボランティア関係情報を収集・発信します。

(1) 広報紙の発行

区社協広報紙「もくせい」を発行します。西区の地域福祉活動のほか、西区社協事業について幅広く西区民に周知します。(年2回)。

(2) ホームページの活用

区社協の事業内容やボランティア情報、地域の情報などについて積極的に発信します。

2. 福祉関係団体への運営協力・支援

次の福祉関係団体へのサポートを行います。

(1) 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市西区支会

(2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部西区地区委員会

(3) 西保護司会

(4) 西区更生保護女性会

(5) 西区遺族会